

別記様式三(第54条第2項関係)

(表)

第 号
年 月 日発行

身 分 証 明 書

官職名及び氏名

写

真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第54条第1項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

農林水産大臣

(裏)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)(抄)
(輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等)

第53条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6 (略)

(登録発行機関等に対する報告の徴収等)

第54条 主務大臣は、第5章の規定の施行に必要な限度において、登録発行機関若しくは登録認定機関若しくはこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。

第64条 第54条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第55条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第67条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第62条又は前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

- 2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。